

第 9 号

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第24条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第28条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提案理由）

自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。